**平成２４年（フ）第３０６号**
大分市大字下郡1567番地の30　下郡ニュータウン21
破産者　宇都宮貞夫
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４５５号**
大分市大字永興303番地の３
破産者　秦　　雅應
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第４５６号**
大分市大字永興303番地の３
破産者　秦　智栄子
1　決定年月日　平成25年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第３６４号**
北海道旭川市川端町１条７丁目１番18号　アルファガーデンコートⅠ　105号
破産者　三輪　　敏
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３４４号**
北海道留萌市堀川町１丁目47番地
破産者　加藤　清勝
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１７７号**
北海道中川郡幕別町幸町23番地の２
破産者　佐藤　博司
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２４年（フ）第１１０号**
青森県十和田市大字相坂字高見134番地
破産者　佐々木睦子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２５年（フ）第４７６号**
横浜市緑区鴨居４丁目54番24―701号
破産者　横江　敏明
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５１２号**
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町56番地　ヴィラコート瀬戸ケ谷203号
破産者　堤　　晴
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４５２号**
石川県野々市市本町６丁目15番33号
破産者　本島　　進（旧姓中泉）
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第４７５号**
石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目384番地
破産者　カワシリ薬局こと　川尻みち枝
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第９８号**
石川県野々市市住吉町12番32号
破産者　糀　　正文
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第４０号**
岐阜県飛騨市神岡町殿851番地１
破産者　石盛　洋子
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２４年（フ）第６２号**
静岡県富士宮市杉田1164番地の16、前住所静岡県富士市鮫島354番地の２
破産者　豊村　和彦
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第２３７号**
静岡県富士市石坂314番地の３
破産者　佐野　善巳
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２５年（フ）第１１０号**
和歌山県海南市大野中619番地２
破産者　月城　清三
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第１２７号**
鳥取県米子市上福原３丁目１番６―301号、開始決定時の住所鳥取県米子市両三柳3047番地24
破産者　古満　　勇
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第３８９号**
徳島県徳島市鮎喰町１丁目82番地
破産者　中野　　洋
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６４７号**
高知市鏡川町32―２、住民票上の住所高知県吾川郡いの町枝川1137番地58
破産者　隅田　福猪
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６４８号**
高知市鏡川町32―２、住民票上の住所高知県吾川郡いの町枝川1137番地58
破産者　隅田　　定
1　決定年月日　平成25年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係